

飯田市社会福祉審議会

委員長 宮下 智 様

飯田市長 佐 藤 健

飯田市社会福祉審議会条例（平成 15 年飯田市条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、貴審議会に下記の事項について諮問します。

記

1 第 3 期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画の策定について

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、社会福祉法第 107 条により、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として規定され、市町村が策定することとなっています。

さらに、「地域における高齢、障がい、子育てその他の福祉の各分野における共通的な事項」を内包する計画として位置付けられています。

飯田市では、計画期間を令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間とし、市が策定する理念と仕組みを掲げた「飯田市地域福祉計画」と活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等が共に策定する「飯田市地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

つきましては、第 3 期「飯田市地域福祉計画」・「飯田市地域福祉活動計画」の策定について貴審議会の意見を求めます。

2 第二期子育て応援プランの次期計画の策定について

子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「第二期飯田市子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「第四期次世代育成支援飯田市行動計画」を一体化した「第二期子育て応援プラン」は計画年度を令和 6 年度までとしています。

深刻化する少子化のなか、より一層「飯田で育ち、産み育ててよかった」と実感できる地域づくりを目指すため、新たにこども基本法第 10 条、子ども・若者育成支援推進法第 9 条及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条のそれぞれに規定する計画を加えて五法を一体化した次期計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。